

MHAM物価連動国債ファンド

追加型投信／国内／債券

愛称：**未来予想**



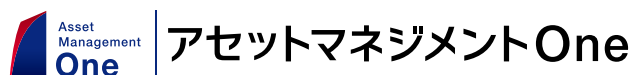
お申込みにあたっては、販売会社からお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

■ 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

■ 設定・運用は



商号等：株式会社新生銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
加入協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会



商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

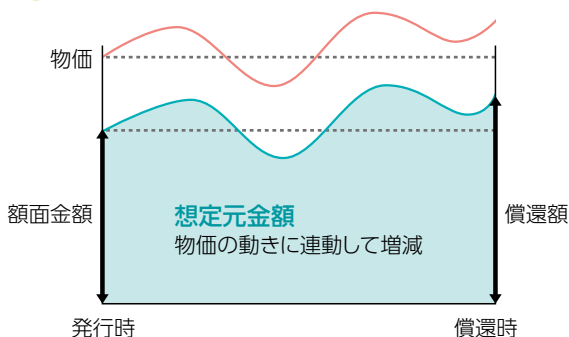
物価連動国債とは

① インフレ(物価上昇)に強い国債

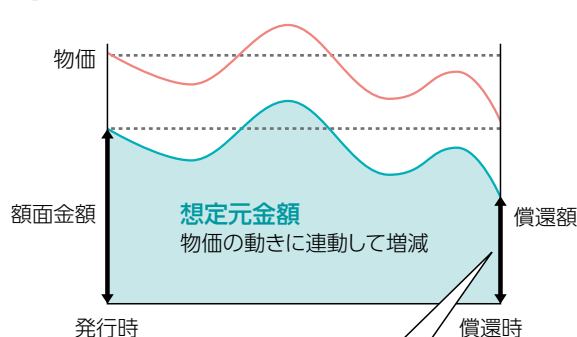
- 物価の動きに連動して、元金額や利払額が増減する国債です。
- 表面利率は固定ですが、物価の動きに応じて元金額が変動するため、利払額も変動します。利払いは年2回行われます。
- 基準となる物価は、全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)“CPI”(以下、消費者物価指数といいます。)です。
- 満期は10年です。

想定元金額の変動のイメージ

① 償還時の物価が発行時より上昇した場合



② 償還時の物価が発行時より下落した場合



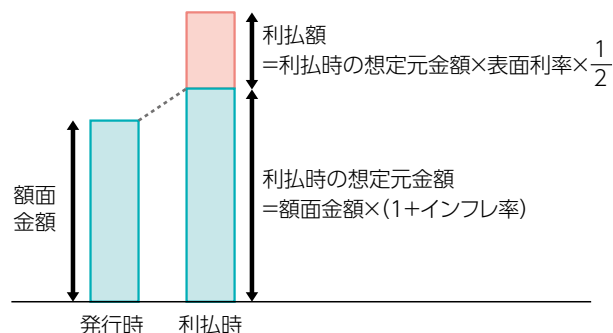
- 2008年度以前に発行された物価連動国債(第16回債まで)は、償還時に物価が下落した場合には額面金額を下回る額で償還されます。
 - 2013年度以降に発行された物価連動国債(第17回債以降)は、償還時に物価が下落した場合でも額面金額で償還されます。
- 上記は、物価連動国債について、額面金額での償還が保証されていることをいいます。投資者の投資元金が保証されるものではありません。**

※ 想定元金額の算出の基準となる物価水準は、各時点の約3ヵ月前の消費者物価指数が用いられるため、直近の物価変動が物価連動国債の想定元金額に反映されるのは、約3ヵ月後となります。

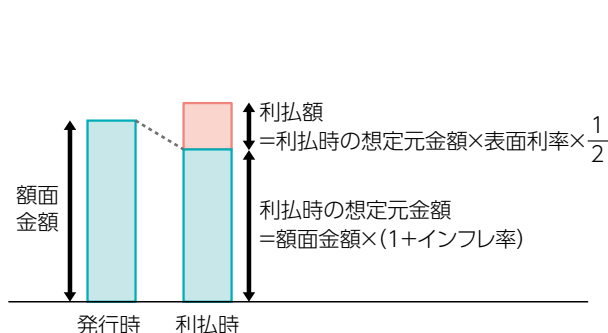
※ MHAM物価連動国債ファンドは、保有する物価連動国債を額面金額ではなく日々の市場価格で評価するため、基準価額は日々変動し、投資元金は保証されません。

利払額の変動のイメージ

① 利払時の物価が発行時より上昇した場合



② 利払時の物価が発行時より下落した場合



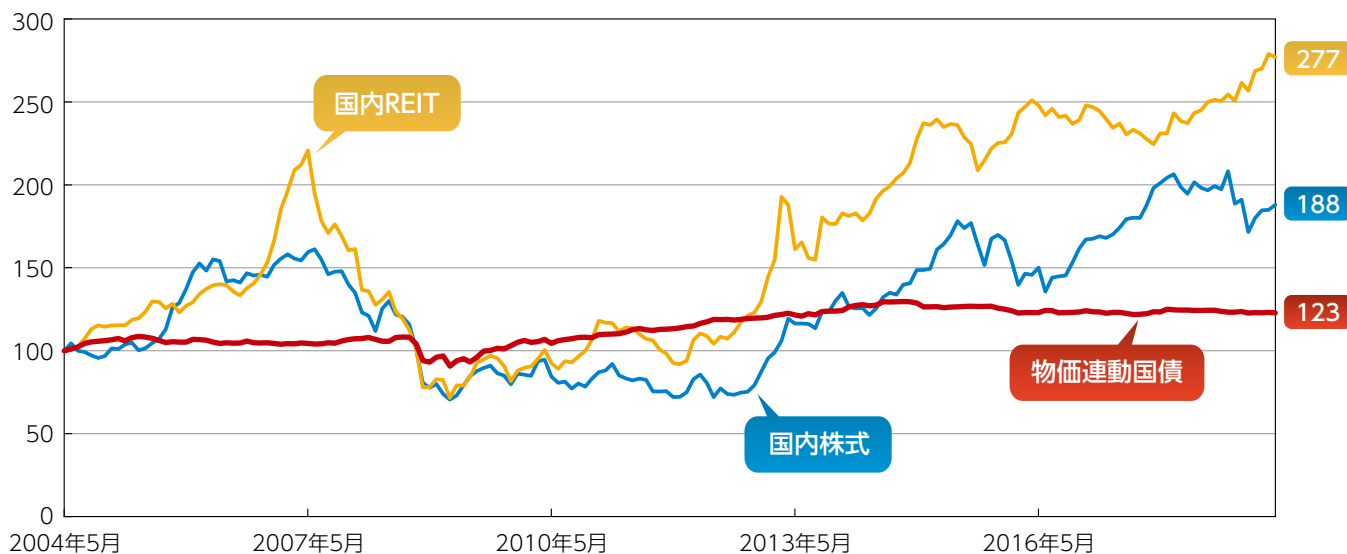
※ 上記はあくまで物価連動国債の想定元金額および利払額の変動のイメージを図式化したものであり、必ずしも同様の投資成果を得られるとは限りません。

※ 当資料における物価連動国債に関する説明は2019年4月26日現在の情報に基づくものであり、物価連動国債の商品性や発行条件等は変更される場合があります。

② 物価上昇に強いとされる資産の中で、相対的に低リスク

- 物価連動国債は、一般的に物価上昇に強いとされる株式や不動産などと比べて、値動きの振れ幅が小さいといえます。

各資産の値動き



各資産のリターン/リスク(年率)

	リターン	リスク
物価連動国債	1.4%	4.5%
国内株式	4.3%	17.6%
国内REIT	7.1%	18.3%

※期間：2004年5月末～2019年4月末(月次)

※各資産の値動きは2004年5月末を100として指数化

※リターンは2004年5月末から2019年4月末までの期間騰落率を年率換算し、リスクは月次騰落率の標準偏差を年率換算したもの。標準偏差とは、平均的な収益率からどの程度値動きがいかい離するか、値動きの振れ幅を示す数値です。

出所：ブルームバーグ等のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

【上記で使用している指数について】

◇ 物価連動国債：NOMURA 物価連動国債インデックス

NOMURA 物価連動国債インデックスの知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

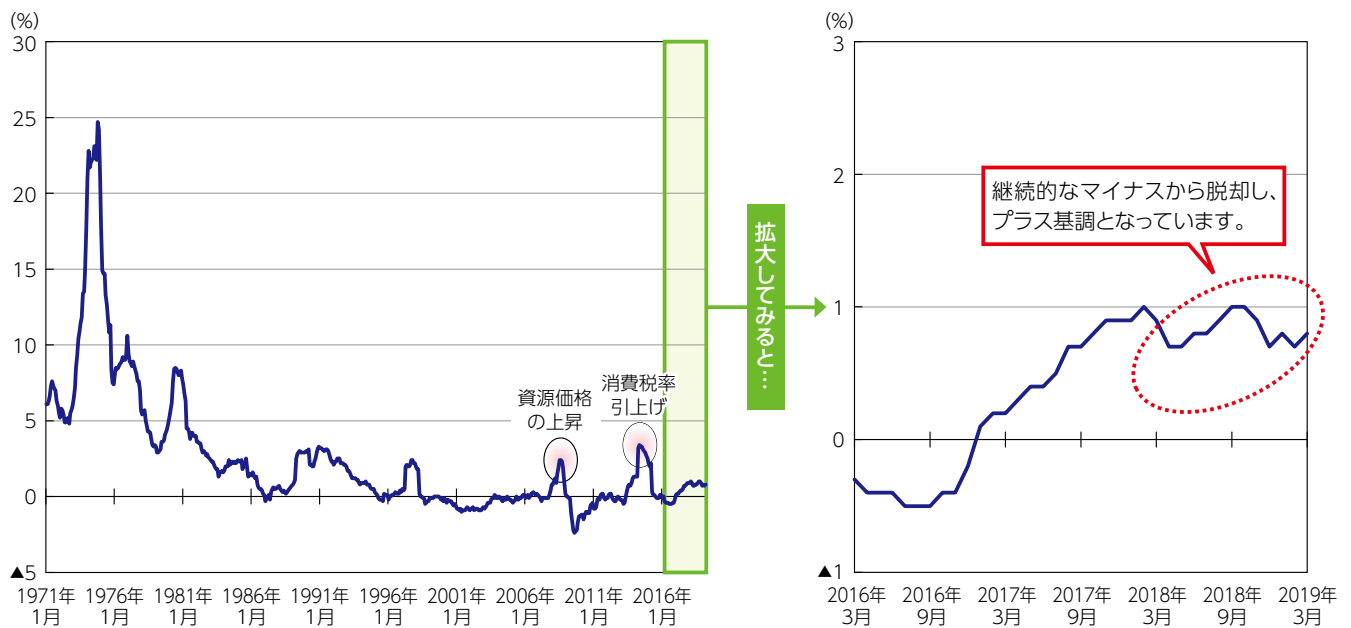
◇ 国内株式：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、国内REIT：東証REIT指数(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。

日本の物価の動向

- 消費者物価指数は、オイルショック時や消費税導入・税率引上げ時には、急激に上昇しています。
- 近年、消費者物価指数は下落傾向が続いてきましたが、脱デフレ政策の推進等により、長期的には物価の上昇が見込まれます。

消費者物価指数(前年同月比)の推移



※期間：左グラフ 1971年1月～2019年3月(月次)、右グラフ 2016年3月～2019年3月(月次)
 出所：総務省のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

< 物価上昇をもたらすと考えられる主な要因 >

- 脱デフレ政策の推進
- 日銀の大規模な金融緩和
- 消費税率の引上げ
- 円安の進行
- 人件費の上昇
- 資源価格の高騰



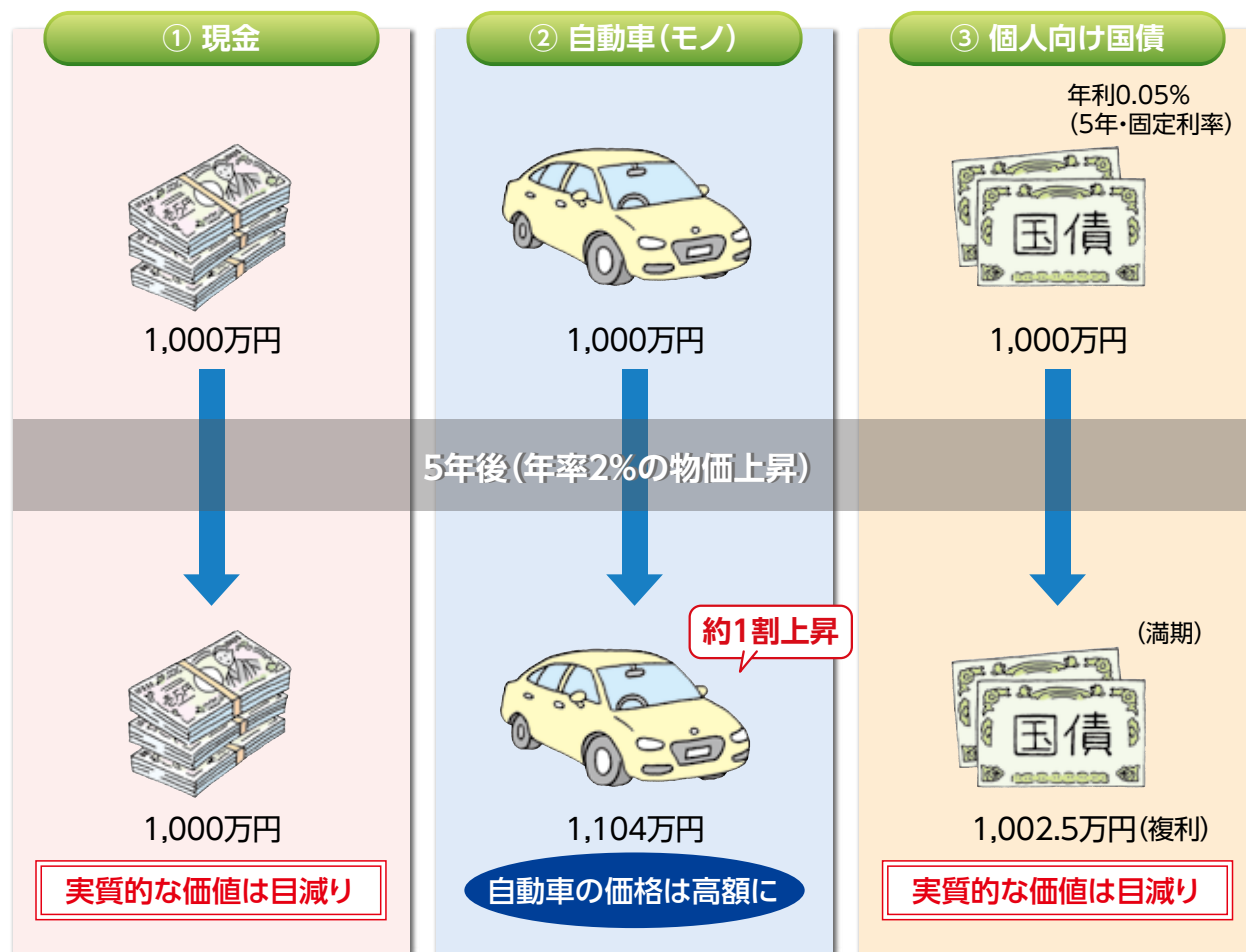
※物価上昇をもたらすと考えられる主な要因については代表的なものを挙げており、物価上昇要因がこれに限定されるものではありません。

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

「物価上昇への備え」の重要性

物価が上昇すると、人々の暮らしはどのような影響を受けるのでしょうか？

- 一般に、賃金や公的年金の支給額については、物価の上昇に合わせて、ある程度の見直しが行われます。
- しかし、現金や低利回りの個人向け国債などについては、物価が上昇すると、“実質的な価値”は目減りする場合があります。

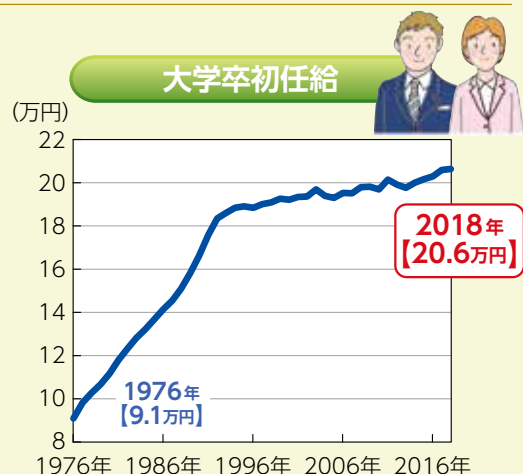
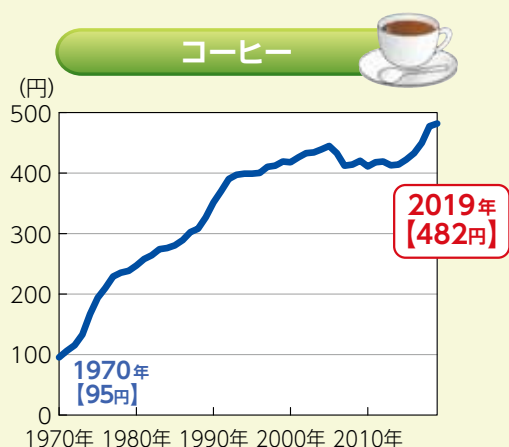
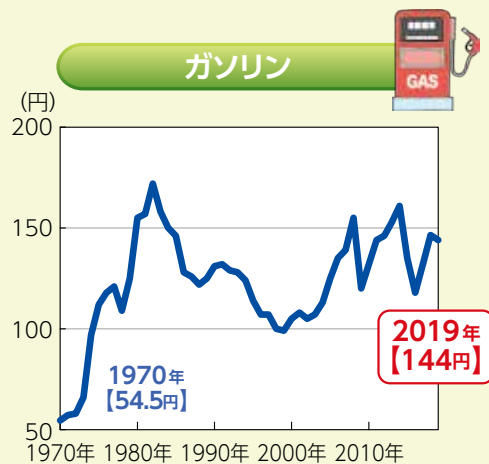
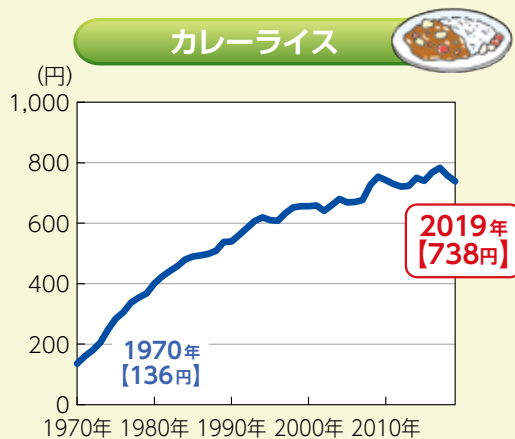
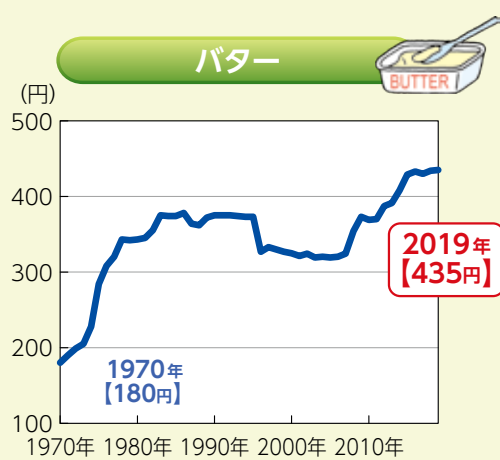
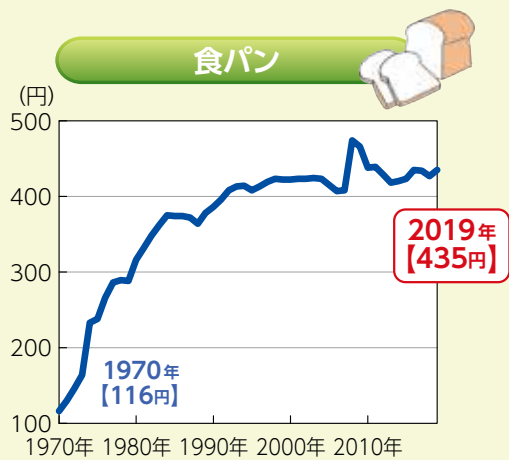


※上記はイメージ図であり、将来の物価の上昇を示唆・保証するものではありません。物価の下落により、“現金等の実質的な価値”が上昇する場合があります。

物価上昇率よりも低い
利回りでの運用だと、
資産の実質的な価値は
守れないんだね。



物価上昇の具体例



※期間：1970年～2019年(年平均)、2019年は3月までの平均値、大学卒初任給は1976年～2018年(年次)

※食パンは1kg、バターは1箱、カレーライスは1皿、ガソリンはレギュラー1ℓ、コーヒーは喫茶店におけるコーヒー1杯の値段。大学卒初任給は全企業規模、男女の平均値。

出所：総務省「小売物価統計調査」東京都区部小売価格、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色

わが国の物価連動国債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

1 わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

- ・長期的に、物価の動きに追随する投資成果を目指して運用を行います。
- ・物価の上昇から“ファンドの実質的な資産価値”を守ることを目指します。

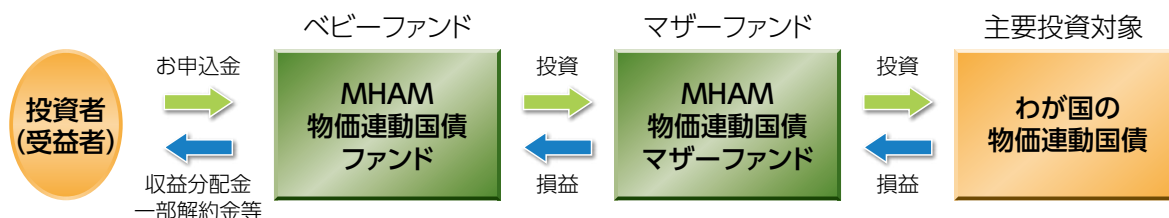
2 物価連動国債を中心とする組入公社債の平均残存期間は、7年±3年程度とすることを基本とします。

※物価連動国債の発行状況によっては、上記の平均残存期間の範囲に沿った運用が困難となる場合があります。

- ・「MHAM物価連動国債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



3 年2回の決算時(原則として3月25日および9月25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として、利息収入相当分を中心に、安定した収益分配を目指します。

■分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの購入をご検討いただく際のポイント

- ① 日銀の「量的・質的金融緩和」を背景とした、
将来の物価上昇時の資産の目減りに対する備え。
- ② 消費税引上げに対する備え。
(過去の消費税導入時および引上げ時には
消費者物価指数は上昇)
- ③ 物価上昇に強いとされる株式や不動産等と比較すると、
相対的に低リスク。



《ご参考》基準価額の主な変動要因

変動要因	当ファンドの基準価額	
既に起こった物価の変動 (消費者物価指数)	上昇	↑ 上昇要因
	下落	↓ 下落要因
将来予想される物価の変動 (期待インフレ率)	上昇	↑ 上昇要因
	低下	↓ 下落要因
金利の変動	上昇	↓ 下落要因
	低下	↑ 上昇要因

※上記のほか、市場における需給関係なども基準価額の変動に影響を及ぼします。

当ファンドの運用実績とポートフォリオの状況

基準価額と純資産総額の推移



※期間：2004年5月31日(当ファンド設定日の前営業日)～2019年4月26日(日次)

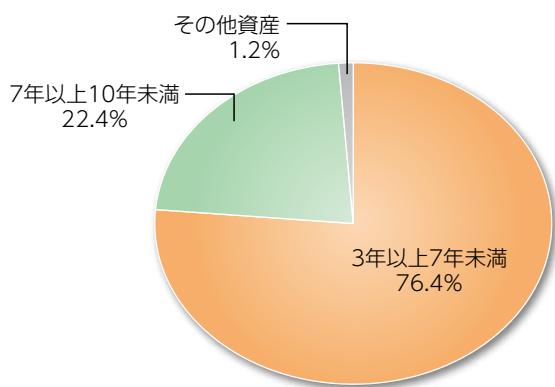
※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

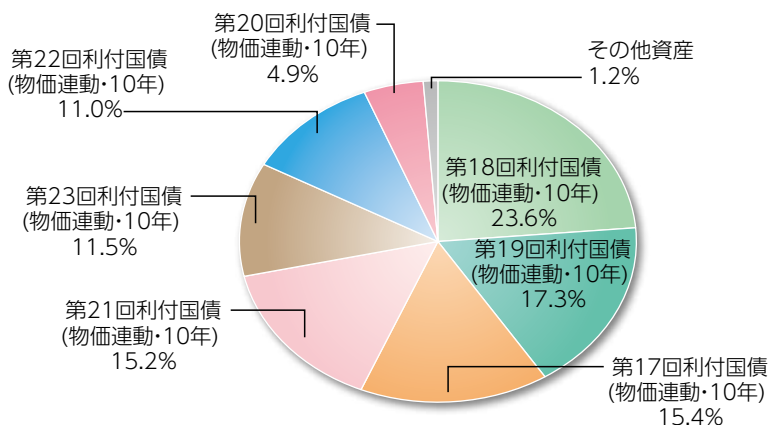
公社債の残存期間別組入比率



公社債の平均残存期間

6.04年

銘柄別組入比率



組入銘柄の詳細

銘柄名	利率	発行日	償還日
第18回利付国債(物価連動・10年)	0.100%	2014年4月10日	2024年3月10日
第19回利付国債(物価連動・10年)	0.100%	2014年10月10日	2024年9月10日
第17回利付国債(物価連動・10年)	0.100%	2013年10月10日	2023年9月10日
第21回利付国債(物価連動・10年)	0.100%	2016年4月14日	2026年3月10日
第23回利付国債(物価連動・10年)	0.100%	2018年5月11日	2028年3月10日
第22回利付国債(物価連動・10年)	0.100%	2017年4月13日	2027年3月10日
第20回利付国債(物価連動・10年)	0.100%	2015年5月12日	2025年3月10日

※2019年4月26日時点

※組入比率は、純資産総額に対する比率を表示しています。なお、四捨五入の関係で、各組入比率の合計が100%とならない場合があります。

※組入銘柄の発行日が複数回ある場合は、1回目の発行日を記載しています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

物価変動リスク

物価の下落は、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。なお、物価連動国債の想定元金額や利払額の増減の基準となる物価としては、各時点の約3か月前の全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)が用いられるため、直近の物価変動が物価連動国債の想定元金額や利払額に反映されるのは、約3か月後となります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する物価連動国債等の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

流動性リスク

当ファンドが投資する物価連動国債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「信用リスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

分配金に関する留意事項

◆収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みの際は、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 - 1.預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - 2.購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - 3.投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

お申込みメモ (ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。)

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) ※「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなります。購入単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	購入申込者の購入申込金額および購入申込総額・換金請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2004年6月1日設定)
繰 上 償 還	信託契約の一部解約により、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。
決 算 日	毎年3月25日および9月25日(休業日の場合には翌営業日)
収 益 分 配	毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金受取コース」原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 「分配金再投資コース」税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
課 税 関 係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご購入時				
購入時手数料	購入価額に 1.08%*(税抜1.0%) を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。 *消費税率が10%になった場合は、 1.10% となります。			
ご換金時				
換金時手数料	ありません。			
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額とします。			
保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます。)				
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.648%*1(税抜0.6%)以内の率 運用管理費用(信託報酬)は、当ファンドの各計算期間の前計算期間の終了日の前5営業日におけるわが国の無担保コール翌日物金利(加重平均値)の平均値の水準に応じて以下の通りとします。なお、2019年6月26日現在の信託報酬率は、 年率0.432%*2(税抜0.4%) です。			
	無担保コール翌日物金利 (加重平均値)の平均値	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率)		
	信託報酬 税込(税抜)	委託会社	販売会社	受託会社
	0.5%未満の場合 年率0.432%*3(0.4%)	0.155%	0.210%	0.035%
	0.5%以上1%未満の場合 年率0.540%*4(0.5%)	0.210%	0.250%	0.040%
	1%以上の場合 年率0.648%*5(0.6%)	0.255%	0.300%	0.045%
主な役務	信託財産の運用、目論見書 等各種書類の作成、基準 価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付 運用報告書等各種書類の 送付、口座内でのファンド の管理等の対価	運用財産の保管・管理、 委託会社からの運用指図 の実行等の対価	
※消費税率が10%になった場合は、以下のとおりとなります。 *1:年率0.66% *2:年率0.44% *3:年率0.44% *4:年率0.55% *5:年率0.66%				
その他の費用・ 手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

委託会社その他関係法人の概要

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	みずほ信託銀行株式会社	信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。	

【照会先】アセットマネジメントOne株式会社

○コールセンター 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時 ○ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>